

一般社団法人 宮城県警備業協会
 〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目4番11号
 TEL 022-371-0310 FAX 022-773-6466
 info@mssa.jp
 http://www.mssa.jp

令和7年3月10日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

「飲酒運転根絶対策の推進依頼」について（ご連絡）

宮城県警察本部交通部交通企画課から宮城県飲酒運転根絶に関する条例第11条第1項第3号の規定により協会加盟会員で令和6年7月1日から同年9月30日までの間、1名が酒よ酔い運転で検挙されたとの通知を受けました。

飲酒運転根絶は県民全ての願いであり、従業員の飲酒運転に対する意識向上を図るようご協力をお願いいたします。

私たちが伝え続ける

飲酒運転 しないさせない

車もバイクも自転車も道には危険が潜る

お酒を飲んだらあなたのために

みんなの幸せを願って

宮城県・宮城県警察

飲酒運転は凶悪な犯罪です

酒酔い運転
 飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができない状態である状態（血中アルコール濃度、尿中アルコール濃度、呼吸器中のアルコール濃度）を運転すること。

罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金
 違反点数：35点 ▶ 免許取消

酒気帯び運転
 アルコール濃度が呼気1リットル中に0.15mg以上で車両等を運転すること。

罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金
 違反点数：13点(12点) ▶ 免許停止
 25点(24点) ▶ 免許取消

運転者だけじゃない!

車両提供者
 酒類を用いて飲酒運転をするかそれを知る人、車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に重大な違法行為に該当し、飲酒運転をした運転者と「同等」になります。

● 運転者が酒酔い運転をした場合
 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

● 運転者が酒気帯び運転をした場合
 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒類提供者
 飲酒運転をするかそれを知る人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する行為となります。※ 罰則対象は飲食店や酒類販売などの営業者に限り、個人も対象となります。

● 運転者が酒酔い運転をした場合
 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

● 運転者が酒気帯び運転をした場合
 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転車両への同乗者
 飲酒運転を助長していることと知りながら、同乗した場合は、自らを運転するよう促す、飲酒運転をする車両に同乗することは、飲酒運転を助長する違法な行為となります。

● 運転者が酒に酔っていることを知りながら、同乗した場合
 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

● 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、同乗した場合
 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

今日は私がハンドルキーパーです! 「ハンドルキーパー運動」にご協力ください!

ハンドルキーパーとは?
 自動車の中で酒や飲食などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

1 飲酒運転根絶対策の推進例

○ 従業員によるグループ討議

職域内において、課、係単位等によりグループ編成を行い、進行役を設けて飲酒運転による交通事故等の報道記事等を題材に、事例における問題点、防止方策、飲酒運転により失うもの等について、討議を行いレポートとしてとりまとめるもの。

○ 誓約書の提出

飲酒運転根絶に関する誓いを新たにするとともに、従業員一人一人の自覚を促すため、雇用主宛に飲酒運転根絶に関する誓約書の作成・提出を行うもの。

○ 視聴覚教材による教養

飲酒運転の悲惨な結末を題材とした視聴覚教材を活用し、従業員の飲酒運転に対する認識を新たにするもの。

警察本部交通部交通企画課においては

- ・ 絶対にダメ!飲酒運転「しない!」「させない!」「許さない!」(DVD21分)
- ・ 終わりなき悔恨～飲酒運転の果てに～(DVD28分)
- ・ 切り裂かれた未来～飲酒運転の代償～(DVD26分)
- ・ もう、あの日の笑顔は戻らない～飲酒運転が招く嘆きの連鎖～(DVD28分)

等の視聴覚教材を貸出しているほか

(社)宮城県交通安全協会(代表電話022-223-1130)

各地区交通安全協会(各警察署内に所在)

においても視聴覚教材の貸出しを実施しておりますので、お問い合わせの上ご利用下さい。

○ 職場内でのアルコールチェック

いわゆる二日酔いによる飲酒運転が増加傾向にあることから、市販のアルコールチェッカーを活用し、出勤前に従業員がアルコールチェックを実施することにより、従業員の飲酒運転の防止と意識の向上が期待できます。

○ 就業規則等の見直し

就業規則(規程)の条項に、飲酒運転禁止に関する事項を加えることにより、従業員による飲酒運転の抑止が期待されます。

(例)

- ・ 出勤時における二日酔い運転の禁止
- ・ 飲酒運転で検挙された場合における事業者等への報告義務
- ・ 飲酒運転を犯した場合の処分

○ 飲酒運転根絶交通安全教室の開催

講師を招聘し、従業員に対する交通安全教室の開催も効果的です。

講師としては

- ・ 飲酒運転根絶活動推進委員
- ・ 地域交通安全活動推進委員
- ・ 各警察署交通課員

等が対応可能となりますので、警察本部交通部交通企画課又は県内各警察署交通課にお問い合わせ下さい。